

年休裁判 内村俊幸さんの意見陳述

157回年休を申請して 34回しか年休が入らなかった

私は、原告の内村俊幸です。私は平成27年度及び28年度において合計で157回の年休の時季指定をしましたが、34回しか年休が取得できませんでした。そして、2年間の時効消滅により1日の年休が失効しました。年休は、本当に必要なときに時季指定して会社が年休を付与するのが当たり前だと思います。多くの社員も、私と同じように時季指定をしていますが、希望日に年休をとれることはほとんどありません。



私は、親戚の訃報の知らせを受け年休の申請をしました。その時に、会社の管理者より「親戚は何親等ですか」と言われ、いここですと答えると「年休は出せません」と断られました。親戚兄弟からは、休みを取れないのかと驚かれ、恥ずかしくも悲しい思いをしました。

また、同僚は、義理の兄の葬儀に年休を申請したとき、「あなたがいなくても葬儀はおこなわれるでしょ」と申請を断られました。このように冠婚葬祭でも年休が取得できない状況です。

私は、60歳で退職扱いとなり、会社の専任社員制度に基づいて、現職当時の基本給の半分以下で現職と同じ運転士及び車掌の仕事をしています。現在、60歳を超えた現在、肉体的にも精神的にも辛く疲れがたまる一方です。率直に言って、とても年金支給年齢までは身体が持たないというのが実感です。

専任社員の労働条件の緩和を毎年労働組合も求めています。一向に改善はされておられません。むしろ、労働強化がされているのが現状です。

このような中で、安全安定輸送の最前線である運転士のミスも多く発生しています。鉄道業の最も大切な安全が脅かされているのではないかと思います。労働環境の改善はもちろん、社員が年休を取得しやすい環境や制度をつくるのは会社の責務です。

身体のリズムを整えるためにも年休は必要不可欠です。年休の失効や時季変更権の濫用が全社員共通の問題です。

裁判所におかれましては、年休に対する正当な判断をお願いして意見陳述とします。